

墨田区議会基本条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月24日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第14号

墨田区議会基本条例の一部を改正する条例

墨田区議会基本条例（平成30年墨田区条例第46号）の一部を次のように改正する。

第10条中「ことができる」を「ものとする」に改める。

第12条第1項中「傍聴者が審議、審査及び調査の内容をできる限り容易に理解することができるよう」を「審議、審査及び調査の内容について、傍聴者の理解に資するため」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。